

ITグループ会社のための下請法の実務とリスク管理【会場・オンライン同時開催】
(4124235)

本セミナーは情報システムの開発・運用・保守の分野に焦点を絞り、下請法の内容とリスク管理について解説します。

主な内容

■ 受講形態

【選べる受講形態】

- A. 会場にてご参加
 - B. オンラインにてご参加：【セミナーのオンライン受講について】

■ 云ナフト

- #### A. 会場にてご参加・当口配布

R. お会いにこなしてご参加・皆で記念撮影

ご登録のアカウントにてご参加・開催・販売・販路を各自に先送（お申込時に実行先のアカウントをお選び下さい）

■開催日までの課題未了

■開催日

ITグループ会社は親会社との情報システム開発委託契約に基づき協力会社にシステム開発を委託します

システム開発では仕様変更が頻繁に発生します

これは下請達上、どのように評価されるのでしょうか。

現在、コンプライアンス（法令遵守）経営が重視されています。

この違反は国評リストを招く恐れがあるからです。

ト企業の資料調査、購置部門には駿河市に上る調査簿が用意されていました。

現在は外注の製造コストが上がったことから、工場手配性の良さ重視で、これらを今後は更に適切に活用していく方針を取ることになります。

現在は物の製造が中心ですが、ソフトウェアの重要性は益々高まっています。今後は不適切なやりとりは企業リスクになります。

◆ 完成研修內容

1. ユンピニイユンニの重要性とリスク管理

- ・コンプライアンスの重要性とリスク管理
 - ・コンプライアンスとは
 - ・コンプライアンス違反とリスク
 - ・コンプライアンス活動の枠組み
 - ・情報成果物の作成委託で下請法が問題になった事例

2 下請法(下請代金遅延防止法)の概要とポイント

- ・下請法の目的
 - ・下請法の位置づけ
 - ・情報成果物の作成委託とは
 - ・下請法の適用関係と親会社・子会社の関係
 - ・4つの義務内容と判断基準
 - ・1.1の禁止事項

3 4つの義務内容と審査上の留意点

- ・注文書の作成・交付義務と留意点

- 電子発注の留意点
 - ・書類の作成・保存義務の留意点
- 保存が必要な書類例
- 見積書の扱い
- 提案書の扱い
 - ・支払期日を定める義務と留意点
- 大規模システム開発の場合
- 工事進行基準による場合
 - ・遅延利息支払義務と留意点
- 検収、受け入れテストと支払いの関係
- 60日の起算点と利率

4.11 禁止事項についての実務にあたって生ずる問題と対応策

- ・仕様変更、納期変更間と代金変更
- ・先行作業とプロジェクトの中止
- ・AI開発のように自社では開発出来ない分野の開発委託
- ・受注ができないための契約解除
- ・システム開発プロジェクトが中止になり先行作業が不要になった
- ・担当者が納品書・請求書の提出を忘れ支払遅延
- ・無理な納期の指定
 - ・「予算がない」「次回にカバーする」と説明して委託金額を値下げ
- ・発注者のコンピュータを使用した場合の納品時期とは
- ・発注者の施設、機器の利用に伴う賃料問題(労働局の指導)
- ・大規模システムにおける検収期間
- ・仕様不適合、欠陥を理由とした支払拒絶、受領拒絶
- ・大規模な開発における部分納品と委託金額支払時期の関係
- ・知的財産権の委託元への移転問題
- ・発注単価の一方的値下げ
- ・品質が悪い場合、減額できるか
- ・仮単価、仮委託金額、仮納品の問題…ほか
- ・運用業務など毎月支払いをする場合の留意点